

(健Ⅱ425)

令和3年1月12日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡辺 弘司



「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A（令和3年1月8日時点）」
について

母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年6月5日付「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A（令和2年6月2日時点）について」にて情報提供しております。

また、令和2年12月15日に令和2年度第三次補正予算案が閣議決定されたこと、令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたこと等を踏まえ、標題Q&Aが改正され、厚生労働省より、各都道府県、指定都市及び中核市宛て別添の事務連絡がなされましたので、情報提供いたします。

つきましては貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 8 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A（令和3年1月8日時点）」について

標記につきまして、別紙のとおり、各都道府県、指定都市及び中核市宛て通知しましたので、御了知いただきたくよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 8 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部局・母子保健主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A（令和3年1月8日時点）」
について

新型コロナウイルスについては、令和2年6月2日に、同日付け事務連絡「「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A（令和2年6月2日時点）」について」を、各都道府県等の児童福祉主管部局及び母子保健主管部局に対して送付し、都道府県等から照会が多い事項へのQ&Aをお示したところです。

令和2年12月15日に令和2年度第三次補正予算案が閣議決定されたこと、令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出されたこと等を踏まえ、当該Q&Aを改正しましたので、情報提供いたします。

児童福祉主管部局及び母子保健主管部局におかれては、本Q&Aをご参照の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いします。

母子保健事業等の実施に係る自治体向け Q & A（令和 3 年 1 月 8 日時点）

目次

＜乳幼児健診関係＞	4
問 1 健診実施における感染症対策として、どのような点に留意すればよいか。	4
問 1－2 1 歳 6 か月児歯科健診、3 歳児歯科健診、母子歯科保健事業等の歯科健診実施における感染症対策として、どのような点に留意すればよいか。	5
問 1－3 令和 3 年 1 月 7 日に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 の 1 都 3 県を対象に新型インフルエンザ対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条に基づく緊急事態宣言が発出されたが、健診実施における感染症対策として、どのような点に留意すればよいか。	5
問 2 集団健診ではない健診実施方法については、どのようなものが考えられるか。	5
問 3 集団健診を中止し、小児科医師による内科健診のみを実施した場合、歯科健診などの一部項目が未実施であっても健診実施とみなしてよろしいか。	6
問 4 令和 2 年 5 月 26 日付け厚生労働省医政局歯科保健課長等連名通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた各種健診等における対応について」（以下「5 月 26 日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた各種健診等における対応について」」という）のうち、第 3 の「3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について」にて、母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査について、「延期等により、健康診査を受診できない乳幼児には、別の機会に健康診査を受ける機会を設けること」とあるが、別の機会とはどういう意図か。	6
問 5 令和 2 年 5 月 26 日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた各種健診等における対応について」のうち、第 3 の「3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について」にて、において、緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、「原則として集団での実施を延期すること。」をいう文言を踏まえると、集団での実施を行うことは全く認められないのか。	7
問 6 地域保健・健康増進事業報告の「2（2）母子保健（健康診査）」の記入について、乳幼児健診を延期した結果、受診児が健診の対象月齢を超えていた場合、その人数は、健診受診者として計上してもよいか。また、令和元年度実施予定の乳幼児健診を延期し、次年度に実施した場合、「対象人員」「受診実	

人員」は令和元年度に含めるのか、または令和2年度に含めるのか。	8
＜母子保健事業等における電話やオンラインの活用関係＞	9
問7 妊産婦や乳幼児を対象とした面談による相談支援や訪問事業、両親学級や健康教室等について、電話やオンラインを活用して実施することは適当か。また、どのような形でのオンラインの活用が想定され、国庫補助は適用されるのか。	9
問7-2 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業について、電話やオンラインを活用して実施することは適当か。また、国庫補助は適用されるのか。	9
＜妊婦健診関係等＞	11
問8 妊婦健診につき、感染拡大を避けるために、受診間隔をあけてもよいか。	11
問9 妊婦健診のうち、保健指導等について、妊婦の状態に応じ、対面ではなく電話やオンラインで妊婦への保健指導等を実施してもよいか。	11
問10 電話やオンラインで妊婦への保健指導等を実施した場合、公費負担の対象としてもよいか。	12
問11 里帰り出産については、現状、どのような取扱いがなされているか。	12
問12 里帰り中など、住民票所在地以外の市町村に留まらざるを得ない妊婦や、外国から一時帰国したまま帰る事ができない妊婦等、住民票がない者にも、妊婦健診の公費負担を認めてよいか。	12
問13 妊娠中に新型コロナウイルスに感染した場合、どのような症状や胎児への影響がありますか。	13
＜産婦健診事業関係＞	15
問14 産婦健診事業について、電話やオンラインによって、産婦の心身の状態を把握することは認められるか。	15
問15 産婦健診事業につき、電話やオンラインによって産婦の心身の状態を把握した場合に補助を出してもいいか。	15
問16 産婦健康診査事業の期限の取扱いについて要綱上、受診の目安としては「出産後間もない時期」と記載されており、それを踏まえ受診券の有効期限を定めているところ。新型コロナウイルスの影響で、当該期限内に受診出来ない産婦がでてくることが想定されるが、有効期限を越えても国庫補助の対象として差しつかえないか。	15
＜産後ケア関係＞	17
問17 今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、産後ケアの実施に当たっての留意事項はあるか。もしくは、実施すること自体を控えた方がよいのか。	17
問18 産後ケア事業において、今般の新型コロナの感染拡大を受けて、対象の目安となる出産直後から4ヵ月までに、産後ケアを受けることができなかった者に対しても、産後ケアを受けることは認めてよいか。	18

問 19 産後ケアにおける感染拡大防止対策事業について、同一施設に複数の市町村が委託しているケースはどのような扱いになるか。.....	18
（令和2年度4月24日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ & A（令和2年4月24日時点）について」及び令和2年5月13日付け事務連絡「令和2年度補正予算事業に係るQ & Aについて」の再掲及び補足）.....	18
問 20 産後ケアにおける感染拡大防止対策事業について、「施設」を補助対象としているが、市町村による直接実施や、委託によって訪問型を実施している助産師は補助対象になるか。.....	19
問 21 産後ケアにおける感染拡大防止対策事業について、県が一括購入した場合も補助の対象となるか。また、個別の事業所が直接購入した場合に補助の対象として差し支えないか。.....	19
（令和2年4月24日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ & A（令和2年4月24日時点）について」から補足）.....	19
問 22 産後ケアにおける感染拡大防止対策事業について、産後ケア事業を実施している事業所は全て対象として差し支えないか。また、現在休業している場合や、今後開始予定の事業所を補助対象として差し支えないか。（令和2年5月13日付け事務連絡「令和2年度補正予算事業に係るQ & Aについて」再掲及び補足）.....	20
＜産前・産後サポート事業の関係＞.....	21
問 23 今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、産前・産後サポート事業の実施に当たっての留意事項はあるか。もしくは、実施すること自体を控えた方が良いのか。.....	21
＜乳幼児健診等母子保健情報の利活用の推進関係＞.....	22
問 24 健診実施方法を自治体における集団健診から委託医療機関における個別健診へ切り替えた場合、個別健診の結果の副本登録を行うべきか。.....	22
問 25 里帰り中の者等の乳幼児健診の結果については、副本登録はどの自治体がすべきか。.....	22
＜妊産婦や乳幼児が感染した場合の対応について＞.....	23
問 26 妊産婦や乳幼児が新型コロナウイルスに感染した際には、どのように対応したら良いか。.....	23

<乳幼児健診関係>

問 1 健診実施における感染症対策として、どのような点に留意すればよい
か。

(答)

○ 個別健診として診療所等で実施する場合、発熱者等の一般診療とは時間
的あるいは空間的に分離することが必要です。

○ 健診の実施にあたり、受診児や付き添いの保護者の方に

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれ
かがある場合

- ・ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

については、健診の受診の延期を依頼してください。

また、小児については、上記に該当する場合には、小児科医による診察が
望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話な
どで御相談ください。

○ 健診会場の感染症対策として、受診児や付き添いの保護者の方について
は、

- ・ 発熱や咳などの症状がないことを確認すること

- ・ マスク着用を含む咳エチケット、手洗い、手指消毒等を励行すること

- ・ 可能な限り、きょうだいや祖父母などの同伴を避けること

等にご留意ください。

また、新型コロナウイルスは糞便中に排泄される可能性が指摘されてい
ることから、オムツ替えの場所においても十分な感染対策が必要です。

○なお、就学前の子どものマスクの着用については、以下のQ & Aを公表して
いますので、参考にしてください。

参考) 新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）

6. 妊婦や小児に関すること

問 12 就学前の子どものマスクの着用について、どのようにしたらいい
ですか。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/
dengue_fever_qa_00001.html#Q6-12](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q6-12)

問１－２ １歳６か月児歯科健診、３歳児歯科健診、母子歯科保健事業等の歯科健診実施における感染症対策として、どのような点に留意すればよいか。

（答）

- 歯科健診の実施に当たっては、
 - ・マスク、フェイスシールド又はゴーグル、グローブを着用することのほか、健診器具として使い捨ての歯科用ミラーを利用することや、口腔内を術者の手で直接触らないようにダブルミラーを利用することも考慮することが望ましいこと
 - ・幼児の頭部を術者の膝に乘せる際に使用するバスタオル等については、使い捨てのペーパータオル等に変更することが望ましいこと
- 等について、地域の歯科医師会等と協議の上、感染リスク低減に努め、安心・安全な事業運営にご留意ください。

問１－３ 令和３年１月７日に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、神奈川県を対象に新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第３２条に基づく緊急事態宣言が発出されたが、健診実施における感染症対策として、どのような点に留意すればよいか。

（答）

- 緊急事態宣言下における各種健診等の取扱いについては、令和２年５月２６日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」の「第３ 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について」にお示ししておりますので、これを踏まえ適切に対応いただくようお願いします。

問２ 集団健診ではない健診実施方法については、どのようなものが考えられるか。

（答）

- 医療機関等における個別健診が想定されます。ただし、個別健診実施が、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制へ与える影響も踏まえ、地域の関係者間で十分な協議をお願いします。
- 令和２年度第三次補正予算案（令和２年１２月１５日閣議決定）においても、第二次補正予算と同様に、集団健診から個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する事業を盛り込んでいます。ただし、対象の健診を１歳６か月児健診及び３歳児健診とするといった変更を行っています。

- 令和2年度第三2次補正予算案が成立した場合には、別途その詳細をお示しする予定ですので、ご活用ください。

問3 集団健診を中止し、小児科医師による内科健診のみを実施した場合、歯科健診などの一部項目が未実施であっても健診実施とみなしてよろしいか。

(答)

- 法定健診である1歳6か月児及び3歳児健診については、健診項目の実施時期が同時期でなくても差し支えありませんので、定められた項目は原則として実施してください。一部の項目について、受診児が健診の対象月齢（1歳6か月児：満1歳6か月～満2歳、3歳児：満3歳～満4歳）を超過していても差し支えありません。
- なお、法定健診以外の健康診査については、各市町村のご判断で健診項目を定めてください。

問4 令和2年5月26日付け厚生労働省医政局歯科保健課長等連名通知
「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた各種健診等における対応について」（以下「5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた各種健診等における対応について」」という）のうち、第3の「3母子保健法に基づく健康診査等の実施について」にて、母子保健法第12条第1項に定める健康診査について、「延期等により、健康診査を受診できない乳幼児には、別の機会に健康診査を受ける機会を設けること」とあるが、別の機会とはどういう意図か。

(答)

- 別の機会とは、適切な年齢において適切な健康診査を実施するために、地域の関係者間で十分協議の上、個別健診として実施されることを想定しています。なお、個別健診としての実施が困難な場合、改めて法に定める健康診査（1歳6か月児及び3歳児健康診査）の場を設けていただくことが考えられます。その際、受診児がそれぞれの対象月齢（1歳6か月児：満1歳6か月～満2歳、3歳児：満3歳～満4歳）を超過していても差し支えありません。

問5 令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた各種健診等における対応について」のうち、第3の「3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について」にて、において、緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする母子保健法第12条第1項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、「原則として集団での実施を延期すること。」をいう文言を踏まえると、集団での実施を行うことは全く認められないのか。

(答)

- 「原則として」と記載しているとおり、必ずしも集団での実施につき全て延期を求めるものではありません。地域ごとの感染の状況を踏まえた上でご判断ください。
- 集団健診を継続する場合には、
 - ・密閉空間、密集場所、密集場面という3つの「密」が同時に重なるような場所を生じさせないこと
 - ・マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染症対策を十分に講じること等について留意の上、例えば時間ごとに人数を区切って実施することや、動線の工夫により人の接触を最小限にすること等によって、感染予防に十分ご留意ください。
- 令和2年度第三次補正予算案（令和2年12月15日閣議決定）においても、第二次補正予算と同様に、集団健診から個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する事業を盛り込んでいます。ただし、対象の健診を1歳6か月児健診及び3歳児健診とするといった変更を行っています。
- 令和2年度第三次補正予算が成立した場合には、別途その詳細をお示しする予定ですので、ご活用ください。

問6 地域保健・健康増進事業報告の「2（2）母子保健（健康診査）」の記入について、乳幼児健診を延期した結果、受診児が健診の対象月齢を超えていた場合、その人数は、健診受診者として計上してもよいか。また、令和元年度実施予定の乳幼児健診を延期し、次年度に実施した場合、「対象人員」「受診実人員」は令和元年度に含めるのか、または令和2年度に含めるのか。

（答）

- 受診児が対象月齢を超えて受診した場合であっても、健診受診者として計上してください。令和2年度についても同様の扱いになります。
- 計上する年度については、実際に健康診査を実施した年度に計上してください。事業報告の作成要領では、「対象人員」を「一般健康診査を受ける対象となる人員を計上すること」としております。乳幼児健診を延期し、年度内に健診を実施できなかった者については、当初予定していた年度の対象人員には含めず、実際に健診を実施した年度の対象人数に含めてください。

＜母子保健事業等における電話やオンラインの活用関係＞

問7 妊産婦や乳幼児を対象とした面談による相談支援や訪問事業、両親学級や健康教室等について、電話やオンラインを活用して実施することは適切か。また、どのような形でのオンラインの活用が想定され、国庫補助は適用されるのか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦や乳幼児の保護者の間で不安が強まっていることから、各市町村において、感染拡大防止に留意しつつ、積極的に情報提供や相談対応等に取り組んでいただくことが重要です。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、地域の状況に応じ、対面での相談支援の代わりに、電話やオンラインを活用することも考えられます。
- オンラインを活用した母子保健事業の取組としては、
 - ・ 動画教材等のインターネット配信
 - ・ ビデオ通話ソフトを利用した1対1の個別相談
 - ・ ビデオ通話ソフトを利用した複数人の参加型健康教室など様々な形態が考えられ、事業の目的や性質に応じて活用することが考えられます。
- 電話やオンラインを活用した取組にかかる経費について、地方財政措置されている母子保健事業の一環として実施するものは国庫補助の対象外ですが、令和2年度第二次補正予算で計上していた、妊産婦等への支援の強化として、オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用について、令和2年度第三次補正予算案（令和2年12月15日閣議決定）においても、同様の補助が盛り込まれています。令和2年度第三次補正予算が成立した場合には、別途その詳細をお示しする予定ですので、ご活用ください。

問7-2 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業について、電話やオンラインを活用して実施することは適切か。また、国庫補助は適用されるのか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、子どもや家庭の間で不安が強まっていることから、各市町村において、感染拡大防止に留意しつつ、積極的に情報提供や相談対応等に取り組んでいただくことが重要です。

- 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施に当たって、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、家庭訪問による対面での支援の実施が困難な場合の取扱いについては、下記のとおりです。

この際、事業の実施形態にかかわらず、家庭の状況等の変化を把握し、支援が必要と判断した場合には、適切な支援につなげていただくよう、お願いいたします。

1 乳児家庭全戸訪問事業について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域の状況に応じ、対面での相談支援の代わりに、電話やオンラインの活用が考えられます。

2 養育支援訪問事業（専門的相談支援）について

基本的な考え方は、上記1と同様ですが、本事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対して、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを趣旨としていることに鑑み、保護者や子どもの状況に十分留意して、原則として、初回の支援は居宅を訪問して実施すべきものと考えていますが、その後の継続的なフォローにおいては、訪問のほか電話やオンライン等も組み合わせて必要な支援を実施すること考えられます。

3 子ども・子育て支援交付金上の取扱いについて

電話やオンラインを活用した取組にかかる経費については、国庫補助の対象となります。

<妊婦健診関係等>

問8 妊婦健診につき、感染拡大を避けるために、受診間隔をあけてもよいか。

(答)

- 妊婦健診の受診間隔については、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年厚生労働省告示第226号）を示していますが、妊婦健診担当医とご相談の上であれば、妊婦の状況に応じ、妊婦健診の間隔をあけることも可能です。
- 妊婦の方々に対しては、不正出血、お腹の痛み、破水感、血圧上昇などの不安な症状がその間にあれば、担当医等に相談するように伝えけるとともに、必要に応じて電話等による相談支援を行ってください。

問9 妊婦健診のうち、保健指導等について、妊婦の状態に応じ、対面ではなく電話やオンラインで妊婦への保健指導等を実施してもよいか。

(答)

- 妊婦健診は、妊婦の健康状態や胎児の発育状況等を適確に把握する観点から、対面での健診が原則です。
- 今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、感染防止等のため、時限的に、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準で告示している項目のうち、妊婦の状態に応じ、かかりつけ医・助産師の判断によって、電話やオンラインで行うことができる一定の事項については、電話やオンラインで保健指導等を行っていただくことは差しつかえありません。
- なお、令和2年4月10日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」は、母子保健法上の妊婦健診に言及したものではありませんが、電話やオンラインで保健指導等を行う際に、必要に応じて当該事務連絡を参考にしてください。

参考) 令和2年4月10日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>

問 10 電話やオンラインで妊婦への保健指導等を実施した場合、公費負担の対象としてもよいか。

(答)

- 妊婦健診の実施に係る費用については、地方財政措置がなされており、問 9 を踏まえ、電話やオンラインによってかかりつけ医・助産師が妊婦への保健指導等を行った場合、これを公費負担の対象とするかどうかは市町村でご判断ください。

問 11 里帰り出産については、現状、どのような取扱がなされているか。

(答)

- 緊急事態宣言の下、全ての国民に移動の抑制を求めてきたこともあり、厚生労働省としても、妊婦の皆様には、現在お住まいの地域での出産をご考慮いただきますようお願いしてまいりました。
- 分娩施設を探す際には、現在の居住地のかかりつけの産婦人科医等と、妊娠中の経過や合併症の有無、帰省先の医療体制などを踏まえて十分に相談の上、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

参考) 妊婦の皆さまへ (日本産科婦人科学会・令和 2 年 5 月 26 日)

http://www.jsog.or.jp/modules/jsogpolicy/index.php?content_id=13

- なお、令和 2 年度第三次補正予算案 (令和 2 年 12 月 15 日閣議決定) において、第二次補正予算に引き続き、妊産婦等への支援の強化として、里帰りが困難な妊産婦に対する育児等支援サービスの提供を盛り込んでいます。令和 2 年度第三次補正予算が成立した場合には、別途その詳細をお示しする予定ですので、ご活用ください。

問 12 里帰り中など、住民票所在地以外の市町村に留まらざるを得ない妊婦や、外国から一時帰国したまま帰る事ができない妊婦等、住民票がない者にも、妊婦健診の公費負担を認めてよいか。

(答)

- 母子保健事業については、本人からの届出や申請等により、必要に応じて行うものであり、妊婦健診についても同様です。

- 里帰り中の者等への対応については、令和2年4月15日付け事務連絡「乳幼児健康診査等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」でもお示ししましたが、改めて、住民票の有無に関わらずに受診できるよう、特段の配慮をお願いします。
- また、妊婦健診の実施に係る費用については、地方財政措置がなされており、住民票がない方に対する妊婦健診につき、自治体の判断によって公費負担の対象とすることは差しつかえありません。

問 13 妊娠中に新型コロナウイルスに感染した場合、どのような症状や胎児への影響がありますか。

(答)

- 妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない場合、その経過は同年代の妊娠していない女性と変わらないとされています。ただし、新型コロナウイルスに限らず、妊婦が呼吸器感染症にかかった場合には、妊娠していない時に比べ、特に妊娠後期において重症化する可能性があります。高年齢での妊娠、肥満、高血圧、糖尿病などが新型コロナウイルス感染症の重症化のリスク因子であるという報告もあり、このような背景を持つ妊婦の方は、特に感染予防に注意してください。

参考) 診療の手引き検討委員会(令和2年12月4日)新型コロナウイルス感染症 診療の手引き(第4版)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000702064.pdf>

- また、子宮内で胎児が感染したことを示唆する報告も少数ながら存在しますが、新型コロナウイルスに感染した妊婦から胎児への感染はまれだと考えられています。さらに、妊娠初期または中期に新型コロナウイルスに感染した場合に、ウイルスが原因で胎児に先天異常が引き起こされる可能性は低いとされています。
- また、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境の整備などについて、各企業における取組が促進されるよう、経済団体や労働団体へ要請を行っています。
- 妊婦の方々などに向けた情報につきましては、こちらも参考にしてください。

参考) 妊産婦や乳幼児に向けた新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10890.html

新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）

6. 妊婦や小児に関すること

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q6

日本産婦人科感染症学会：インフォメーション一覧

<http://jsidog.kenkyuukai.jp/information/index.asp?>

- 各地方自治体におかれても、上記にご留意の上、妊婦への適切な相談支援をお願いいたします。

<産婦健診事業関係>

問 14 産婦健診事業について、電話やオンラインによって、産婦の心身の状態を把握することは認められるか。

(答)

- 産婦健康診査事業については、退院直後の母子に対して心身のケア等を行う観点から、対面での健診が原則です。しかし、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、感染防止等のため、時限的に、産婦の状態に応じ、かかりつけ医・助産師の判断によって、電話やオンラインで産婦の心身の状態を把握することは差しつかえありません。
- なお、産婦健診事業の結果を踏まえ、保健師による訪問指導等を実施される際には、令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた各種健診等における対応について」の「第2各種健診等を実施する際の感染拡大防止等について」にご留意の上、感染対策を徹底してください。

問 15 産婦健診事業につき、電話やオンラインによって産婦の心身の状態を把握した場合に補助を出してもいいか。

(答)

- 問 14 を踏まえ電話やオンラインで産婦の心身の状態を把握した場合であっても、時限的に、補助の対象としても差し支えありません。

問 16 産婦健康診査事業の期限の取扱いについて要綱上、受診の目安としては「出産後間もない時期」と記載されており、それを踏まえ受診券の有効期限を定めているところ。新型コロナウイルスの影響で、当該期限内に受診出来ない産婦がでてくるのが想定されるが、有効期限を越えても国庫補助の対象として差しつかえないか。

(答)

- ご指摘の通り、産婦健診事業の対象者については、実施要綱上で「産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦」とされているところ。
- 「産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦」という時期の指定については、産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から定められているものであり、可能な限り定められた時期に実施していたきたいが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、不安を抱える

産婦がいる場合には、時限的に、当該時期を超えて産婦健診事業の対象としても差し支えありません。

<産後ケア関係>

問 17 今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、産後ケアの実施に当たっての留意事項はあるか。もしくは、実施すること自体を控えた方が良いのか。

(答)

- 今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、出産環境も変化する中で、妊産婦にとって出産等に不安を抱えやすい状況にあります。また、日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会からは、帰省分娩（里帰り出産）を控えるよう見解が示されているところであり、出産場所の変更を余儀なくされる妊婦は、より強い不安を抱えることが想定されます。
このようなことから、感染予防に留意しつつ、産後ケアなど妊産婦に対する寄り添った支援の充実が求められています。
- その際、今般の感染拡大を踏まえて感染防止等の観点から、医師や助産師等が実施する保健指導やカウンセリングに関し、宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型という実施形態に限らず、電話やオンラインによる実施についても、時限的に、産後ケア事業の一環として位置づけ、母子保健医療対策総合支援事業の補助を活用することとして差し支えありません。
- また、短期入所型・デイサービス型・アウトリーチ型の実施形態で産後ケアを実施する場合には、令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた各種健診等における対応について」に記載のとおり、利用者や事業従事者に、風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸器症状がないことを確認した上で、利用等の際に、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒、換気励行等により、感染機会を減らすための工夫を行うようお願いします。
- なお、令和2年12月15日に閣議決定された令和2年度第三次補正予算案においても、引き続き、産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策に係る財政支援（以下「産後ケアにおける感染拡大防止対策事業」）等が盛り込まれていますが、ただし、補助率を国と市区町村で2分の1とした変更を行っています。令和2年度第三次補正予算が成立した場合には、別途その詳細をお示しする予定ですので、ご活用ください。

問 18 産後ケア事業において、今般の新型コロナの感染拡大を受けて、対象の目安となる出産直後から4ヵ月までに、産後ケアを受けることができなかった者に対しても、産後ケアを受けることは認めてよいか。

(答)

- 現行の予算事業では、産後ケア事業ガイドライン上で「出産直後から4ヵ月頃までの時期」を対象の目安としていますが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、不安を抱えている産婦については、必要に応じて4ヵ月を超えた場合についても対象としてご対応してください。

問 19 産後ケアにおける感染拡大防止対策事業について、同一施設に複数の市町村が委託しているケースはどのような扱いになるか。

(令和2年度4月24日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ&A(令和2年4月24日時点)について」及び令和2年5月13日付け事務連絡「令和2年度補正予算事業に係るQ&Aについて」の再掲及び

(答)

- 当事業の申請に当たっては、原則、事業所が所在する市町村が事業を委託している場合、当該市町村において申請いただきますようお願いします。
- また、都道府県助産師会などと各市町村が一括で産後ケア事業の委託契約を行っており、事業所が複数存在している場合も、事業所が所在する市町村で申請をお願いします。
- ただし、委託している事業者の事業所が他市町村に存在し、その事業所の所在する市町村では、産後ケア事業の委託を当該事業所に行っていない場合は、委託を行っている市町村で申請をお願いします。
- なお、当事業の申請に際しては、同一事業所で重複した申請とならないよう、ご注意のほど、お願いいたします。
- 調整を行った結果、補助金額を市町村間で案分した上で、一事業所に対して市町村ごとに申請を行っていただいても差し支えございません。

問 20 産後ケアにおける感染拡大防止対策事業について、「施設」を補助対象としているが、市町村による直接実施や、委託によって訪問型を実施している助産師は補助対象になるか。

(答)

- 補助対象を「施設」と記載していますが、市町村による直接実施か、個別の事業者へ委託しているかは問いません。また、訪問型で事業を実施している助産師等も補助対象となります。

問 21 産後ケアにおける感染拡大防止対策事業について、県が一括購入した場合も補助の対象となるか。また、個別の事業所が直接購入した場合に補助の対象として差し支えないか。

(令和2年4月24日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る自治体向けQ & A (令和2年4月24日時点) について」から補足)

(答)

- 当事業は、都道府県が購入する費用に対する補助事業ではありませんが、適宜、都道府県において、県内の業界団体と調整いただき、市町村及び市町村が委託する事業所が購入することを支援いただくことは差し支えないと考えています。その場合、市町村と事業所間において、当補助事業に関する委託契約を結んでいただく（もしくは変更の契約を結んでいただく）などの対応が必要であると考えています。
- ※ 産後ケア事業に関する委託契約等を実施していない事業所については、補助の対象とはなりません。
- なお、都道府県による上記調整に係る費用については、母子保健医療対策総合支援事業における妊娠・出産包括支援事業のうち、妊娠出産包括支援推進事業を活用いただくことなどが考えられます。

問 22 産後ケアにおける感染拡大防止対策事業について、産後ケア事業を実施している事業所は全て対象として差し支えないか。また、現在休業している場合や、今後開始予定の事業所を補助対象として差し支えないか。（令和2年5月13日付け事務連絡「令和2年度補正予算事業に係るQ & Aについて」再掲及び補足）

（答）

- 当事業は、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、感染防止に留意しながら産後ケア事業を継続している事業所においては、普段より多く消毒品等の購入経費がかかっている状況に鑑み、補助を行うものです。その場合、産後ケア事業を開いていたにも関わらず、利用者がいなかった場合も対象となると考えています。
- 新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、現在、産後ケア事業を休業している事業所は対象となりませんが、今後、事業を再開した場合には、それ以降の感染防止に係る経費は補助の対象となります。
- なお、これら（問 20～問 22）、第一次補正予算に計上した産後ケアにおける感染拡大防止対策事業の取扱いについては、令和2年度第三次補正予算案に計上している「産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業」においても、同様の取扱いとすることを考えています。

＜産前・産後サポート事業の関係＞

問 23 今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、産前・産後サポート事業の実施に当たっての留意事項はあるか。もしくは、実施すること自体を控えた方が良いのか。

（答）

- 産後ケアと同様に、産前・産後サポート事業の、とりわけ相談支援を実施するに当たり、デイサービス型・アウトリーチ型の実施にかかわらず、感染防止等の観点から、助産師や子育て経験者等が実施する相談支援に関し、電話やオンラインによる実施についても、時限的に、産前・産後サポート事業の一環として位置づけ、母子保健医療対策総合支援事業の補助を活用することとして、差し支えありません。
- また、令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた各種健診等における対応について」に記載のとおり、デイサービス型・アウトリーチ型の実施方法にかかわらず、利用者や事業従事者に、風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸器症状がないことを確認した上で、利用等の際に、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒、換気励行等により、感染機会を減らすための工夫を行うようお願いします。

＜乳幼児健診等母子保健情報の利活用の推進関係＞

問 24 健診実施方法を自治体における集団健診から委託医療機関における個別健診へ切り替えた場合、個別健診の結果の副本登録を行うべきか。

（答）

- （副本登録に関わらず、）乳幼児健診の結果については、個別健診か集団健診かに関わらず、市町村で把握し、適切な保健指導等にご活用ください。
- その上で、副本登録についても、個別健診の結果を入手した上で登録をお願いいたします。

問 25 里帰り中の者等の乳幼児健診の結果については、副本登録はどの自治体がすべきか。

（答）

- 令和元年 11 月 29 日付け事務連絡「乳幼児健診等母子保健情報の利活用の推進について（データ標準レイアウト＜令和 2 年 6 月向け＞の修正点及び Q & A について）」の別添 3 の Q & A 問 4 でお示しした以下の通りです。
 - ・一般的に、乳幼児健診及び妊婦健診は児及び妊婦の居住地である自治体を実施し、乳幼児健診結果及び妊婦健診結果を副本登録する。
 - ・仮に、居住地以外の自治体（里帰り先の自治体）において健診を実施することについて、個別に双方の自治体間で合意がなされている場合、健診の結果は、実施自治体から居住地である自治体へ結果は情報提供されることがとなり、副本登録は居住地である自治体にて行われる。

＜妊産婦や乳幼児が感染した場合の対応について＞

問 26 妊産婦や乳幼児が新型コロナウイルスに感染した際には、どのように対応したら良いか。

（答）

- 妊産婦や乳幼児が新型コロナウイルスに感染した際には、入院等により母子分離となることも想定されるなど、妊産婦や養育者の不安が一層増大するおそれがあることから、心のケアを含めたよりきめ細やかな支援が必要となります。
- 市町村におかれては、医療機関や保健所等の関係機関と十分連携し、妊産婦や乳幼児等への感染の状況や心身の状況を把握した上で、電話等による相談支援を行うなど、妊産婦や養育者等の不安の解消に努めていただきますようお願いいたします。
- 都道府県におかれては、これらについてご了知の上、衛生主管部局とも連携の上、妊産婦や乳幼児等への支援を充実していただきますようお願いいたします。